

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
(案)  
(骨子)

**第一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項**

- 一 基本的理念
- 二 介護給付等対象サービスの在り方に関する中期目標
- 三 市町村相互間の連携及び市町村と都道府県との間の連携に関する事
- 四 地域包括支援センターに関する事
- 五 介護サービス情報の公表に関する事
- 六 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に係る人材の確保及び資質の向上に関する事
- 七 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

**第二 介護保険事業計画の作成に関する事項**

- 一 介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
  - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化
  - 2 平成26年度目標値の設定
  - 3 介護保険事業計画の作成のための体制の整備
    - (一) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
    - (二) 介護保険事業計画作成委員会等の開催
    - (三) 被保険者の意見の反映
    - (四) 市町村と都道府県との間の連携
  - 4 要介護者等の実態の把握
  - 5 日常生活圏域及び老人福祉圏域の設定
    - (一) 日常生活圏域
    - (二) 老人福祉圏域
  - 6 他の計画との関係
    - (一) 老人福祉計画との一体性

- (二) 市町村の基本構想との調和
- (三) 地域福祉計画との調和
- (四) 医療計画との調和
- (五) 都道府県医療費適正化計画との調和

## 二 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

### 1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策

- (一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付に係る介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み

- イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

- (イ) 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型サービスの量の見込み

- (ロ) 指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの量の見込み

- ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

- (二) 介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

- (三) 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み

- イ 市町村及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービスの量の見込み

- ロ 指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの量の見込み

- (四) 予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

### 2 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等

- (一) 地域支援事業に要する費用の額

- (二) 地域支援事業の量の見込み

- イ 介護予防事業対象者数の見込み

- ロ 介護予防事業対象者の把握

- (三) 地域支援事業の見込量の確保のための方策
  - (四) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営
  - (五) 保健福祉事業に関する事項
  - (六) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価
- 3 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - 4 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
  - 5 市町村特別給付に関する事項
  - 6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
  - 7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

### 三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

- 1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - (一) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
  - (二) 各年度における医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み
  - (三) 老人福祉圏域を単位とする広域的調整
  - (四) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保
- 2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項
  - (一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

- (二) ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項
- (三) ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項
- 3 介護サービス情報の公表に関する事項
- 4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
- 5 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 6 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 7 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
- 8 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

#### 四 その他

- 1 介護保険事業計画の作成の時期
- 2 介護保険事業計画の期間
- 3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価
- 4 介護保険事業計画の公表

### **第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項**

- 一 介護保険事業の趣旨の普及啓発
- 二 この指針の見直し

参考資料

## 第 3 期介護保険事業（支援）計画以降の動向 （介護保険事業（支援）計画との関連事項）

### 1. 第 3 期介護保険事業（支援）計画

- 2015 年の高齢者介護の姿を念頭に、第 3 期介護保険事業（支援）計画を各自治体は作成。（3 期先の第 5 期計画の最終年度である平成 26 年度を見据えた目標を設定）
- 介護予防サービス（地域支援事業、新予防給付）の推進、地域密着型サービスの導入 等

### 2. 医療制度改革（療養病床の再編成）

- 療養病床の再編成
  - 利用者の状態に応じた施設の適切な機能分担を推進
  - 療養病床への介護保険の適用は、平成 23 年度末まで
- 都道府県医療費適正化計画の作成（平成 24 年度末における療養病床の病床数に関する数値目標の設定）
- 地域ケア体制整備構想の作成（療養病床の転換過程を示す「療養病床転換推進計画」の作成）
- 療養病床の再編成に向けた支援策
  - 「第 3 期（平成 18～20 年度）における必要入所（利用）定員総数の弾力的運用」通知（平成 19 年 3 月）
  - 「第 4 期（平成 21～23 年度）における療養病床等の取扱いに関する基本的考え方」通知（平成 19 年 6 月）

# 介護保険事業（支援）計画について

## 国の基本指針(11.5.11告示129)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が基本指針を定めている
- 市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 基本指針の見直し

- 平成21年4月から、第4期事業計画がスタートするため、20年度中に一部改正

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 日常生活圏域の設定
- 介護サービス量の見込み
  - ・ 地域密着型（介護予防）サービス（市町村及び圏域毎）
  - ・ その他介護給付等対象サービス（介護給付・予防給付）
- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数（市町村及び圏域毎）

## 保険料の設定

- 市町村長には、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき、日常生活圏域ごとの必要利用定員総数を超える場合の指定拒否権あり

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（圏域毎）
- 介護保険施設については、各年度・各圏域の入所定員数の見込量
- ※ その他、介護専用型特定施設の必要利用定員総数等を定める。（なお介護専用型以外の特定施設（混合型特定施設）に係る必要利用定員総数の設定も可）

## 計画に沿った基盤整備

- 都道府県知事には、介護保険施設につき、圏域ごとの入所定員数を超える場合の認可拒否権あり
- 介護専用型特定施設について、必要利用定員総数を超える場合、指定拒否権あり。（混合型特定施設の場合も同様）

※ 第4期介護保険事業計画の期間は平成21～23年度の3年間

（第1期：平成12～16年度 5年間 第2期：平成15～19年度 5年間 第3期：平成18～20年度 3年間）

## 第3期介護保険事業計画の基本指針

### 基本的な考え方

#### 【今後の高齢者介護の基本的な方向性】

##### ① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業・新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

##### ② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 認知性高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室化を進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



- 2015年（平成27年）に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画（～平成26年度）を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画（～平成20年度）を作成